

## 令和4年度 第1回国立市文化財保護審議会 議事録(要旨)

1. 日 時 令和4年7月25日(月)午後3時30分から
2. 会 場 国立市役所2階 委員会室
3. 出席者 白井委員、馬場委員、杉田委員、和田委員、長田委員  
[事務局] 井田課長、土方主査、大西係長、清水職員  
濱中職員、萩原職員、北島職員

### 4. 内容

#### 【委嘱状交付】

橋本部長より、各委員に委嘱状が手渡された。

#### 【事務局挨拶】

橋本部長より挨拶があった。

#### 【文化財保護審議会について】

事務局より国立市文化財保護条例の第7章 国立市文化財保護審議会の部分を読み上げ説明し、また 国立市文化財登録・指定基準について確認した。

#### 【委員・事務局自己紹介】

任期更新後、初めての文化財保護審議会であるため、委員と事務局の自己紹介が行われた。

#### 【会長・副会長の選任】

会長は白井委員、副会長は佐伯(元)委員に決定した。

#### 【議題】

##### (1) 前回審議会議事録について

前回審議会議事録の説明をし、確認された。

## 【報告事項】

### ( 1 ) 令和 3 年度文化財事業報告

事務局より資料に沿って説明が行われた。委員からは文化財事業予算の増減傾向等について質問があり、様々な事情があるので一概には言えないが、市指定文化財保護助成対象が 4 件では少ないのではないかな等の意見が出された。

### ( 2 ) 令和 4 年度文化財事業計画

事務局より資料に沿って説明が行われた。

### ( 3 ) その他

事務局より資料に沿って旧本田家住宅の修復に関して説明が行われた。委員からは旧本田家住宅主屋の復原計画について、以下のような意見が出された。

- ・ 2017 年に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、観光やまちづくり、産業等の各分野における施策との有機的な連携が加えられ、今年度の博物館法の改正では社会教育法に加え文化芸術基本法の精神に基づくとされた、このような流れの中で旧本田家住宅の活用について考える必要があるのではないかな。
- ・ 建造物の価値を考えれば 2 次改変期の姿に復し、本田家の歴史の中で重要なシヨサイは展示物として仮設的に復するとよいと考える。
- ・ 建造物指定は歴史と関連するものだから、修理専門委員会の組織には建築の専門家の他に歴史の専門家の視点を入れるべきではないかな。
- ・ 本田家の歴史は医家であったこと、文化的なこと、名主であったことの 3 つの要素が重要だと考えるので、これを生かして欲しいと思う。

次回の文化財保護審議会日程については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、後日日程調整することとした。